

離婚届

届出する年月日を記入してください。

令和 年 月 日届出

(あて先)大阪府枚方市長

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日				
第 号	大阪府枚方市長 印				
送付 令和 年 月 日					
第 号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票附	票住民票通	知

本届書中字加入

(夫) **枚方**

(妻) **枚方**

実父母の現在の氏名と続き柄をご記入ください。

離婚の際、未成年の子がいるときは、夫婦のどちらが親権者になるのかを決め、親権を行うほうに子の氏名をご記入ください。なお、子の戸籍を異動させるためには、離婚成立後、家庭裁判所の許可を得たうえで、「入籍届」を提出してください。

(よみかた)	夫 ひらかた たろう	妻 ひらかた はなこ
(1) 氏名	枚方 太郎	枚方 花子
生年月日	平成4年 9月 10日	平成5年 8月 23日
(2) 住所	大阪府枚方市大垣内町2丁目 番地 1 番 20号	大阪府大阪市北区中之島1丁目 番地 3 番 20号
世帯主の氏名	枚方 太郎	枚方 花子
本籍	大阪府枚方市大垣内町2丁目 番地 1 番	大阪府大阪市北区中之島1丁目 番地 3 番
筆頭者の氏名	枚方 太郎	
父母の氏名と続き柄	夫の父 枚方 源太郎 続き柄 長男	妻の父 大阪 一郎 続き柄 二女
母	浪速 春子	夏子
離婚の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解
年 月 日 成立		年 月 日 成立
<input type="checkbox"/> 調停	年 月 日 成立	<input type="checkbox"/> 請求の認諾
<input type="checkbox"/> 審判	年 月 日 確定	<input type="checkbox"/> 判決
年 月 日 確定		年 月 日 確定
(5) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
本籍	大阪府大阪市北区中之島1丁目 番地 3 番	筆頭者の氏名 大阪 一郎
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子	妻が親権を行う子
同居の期間	平成29年 12月 から 令和2年 2月 まで (同居を始めたとき)	別居したとき
別居する前の住所	大阪府枚方市大垣内町2丁目 番地 1 番 20号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input checked="" type="checkbox"/> 3に当てはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
(9) 届出人	夫 枚方 太郎 枚方	妻 枚方 花子 枚方
署名押印		
事件簿番号		

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または3通提出してください(市区町村役場が相当と認めるときは、1通で足りることもあります。)。また、そのさい戸籍謄本1通もあわせて提出してください。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署押 名印	枚方 源太郎 枚方 大阪 一郎 大阪
生年月日	昭和39年 12月 3日 昭和42年 9月 18日
住所	大阪府枚方市大垣内町2丁目 番地 1 番 20号 大阪府大阪市北区中之島1丁目 番地 3 番 20号
本籍	大阪府枚方市大垣内町2丁目 番地 1 番 大阪府大阪市北区中之島1丁目 番地 3 番

協議離婚の場合は、証人として、当事者以外で、離婚の事実を知っている成人の2人の署名・押印が必要です。

- 元の氏(旧姓)に戻る場合
 - ・親の戸籍(結婚前の戸籍)に戻る(左の例になります)
 - ・自分で新戸籍をつくる
- 引き続き今までの氏を称する場合
 - 戸籍法77条の2の届を同時に提出し、こちらの欄の記載は不要です。

未成年の子がいる場合は、ご記入ください。

届出時点で同居されている方は、空白で結構です。

日中、連絡がつく電話番号をご記入ください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項について父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。 まだ決めていない。

面会交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。 まだ決めていない。

養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)にも掲載されています。

連絡先(昼間連絡がとれるところ)
 電話 072 (841)1221
 自宅 勤務先・携帯

署名は必ず自署してください。
 届出人、証人が使用する印鑑は、同姓であっても違う印鑑をご使用ください。